

浦安市監査委員告示第 11 号

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 9 月 9 日に提出された
浦安市職員措置請求について、その結果を別紙のとおり公表する。

令和 7 年 11 月 7 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 長 野 延 雄

浦安市監査委員 小 林 章 宏

浦安市職員措置請求について

令和 7 年 9 月 9 日付けで提出された標記の件について、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に規定される住民監査請求の要件を欠くものであると判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定した。

記

1 請求要旨

浦安市職員措置請求書（戸籍謄本等手数料の領収書）の要旨を次のように解した。

2025 年 9 月 1 日昼前に市民課カウンターにおいて、戸籍謄本及び広域除籍謄本の手数料を市民課の請求に基づき 1,800 円を現金で支払い領収証が交付された。

同日夕刻、600 円が不足であるとの電話通知があり、9 月 2 日に市民課に赴き、当該 600 円を硬貨で支払った。市民課が交付した領収証は、9 月 1 日に 2,800 円を受領し、400 円の釣りを戻し、2,400 円を領収したとの内容となっていた。

浦安市会計事務規則第 22 条に違反して、9 月 2 日に手交・納入した現金とは金額も日付も内容も異なる領収証を作成・交付した行為が財務会計上の不当な行為である。

市は領収した金額 600 円を上回る 2,400 円の領収証を発行・交付したことにより、1,800 円の金員を架空計上したことになることから、市の損害は 1,800 円となるため、「市長は、市民課長に対し、架空計上した公金 1,800 円を訂正するように命じること」又は「市長は、市民課長に対し、計上した公金 1,800 円相当額を市に納入するように命じること」を請求する。

以上が請求の内容であるが、本件請求書に記載された内容について、請求要件を満たしているかを判断するため、請求人及び対象となる市民課に対し、確認した内容は以下のとおりである。

請求人への確認内容

請求人が、令和 7 年 9 月 1 日に市民課窓口で交付を受けた証明書は戸籍謄本 2 通と広域除籍謄本 2 通であり、広域戸籍謄本 2 通の交付はなかった。

同日夕刻の市民課からの電話の内容としては、領収書の広域戸籍謄本

（1通 450 円）は広域除籍謄本（1通 750 円）であり、2通分の差額として600円の不足が生じているため600円の追加納入の依頼の連絡であった。

令和7年9月1日に支払った1,800 円と翌日（9月2日）の追加支払600 円をあわせた合計2,400 円の支払いにより、交付された戸籍謄本2通及び広域除籍謄本2通の支払いは済んでいると認識している。

請求にある「架空計上した公金 1,800 円」とは、令和7年9月2日に600 円を支払った際、支払った内容とは異なる2,400 円の領収書が発行されたことによる、1,800 円の差額のことであり、「市長は市民課長に対し、架空計上した公金 1,800 円を訂正するように命じること」とは、正しい領収証の発行を求めることである。

市民課への確認内容

令和7年9月1日に交付した証明書の内容については、戸籍謄本（450 円）2通と広域除籍謄本（750 円）2通の計4通であり、広域戸籍謄本2通は交付していない。

同日夕刻の、請求人への電話連絡の内容としては、交付した戸籍謄本2通と広域除籍謄本2通分の手数料2,400 円ではなく、誤って戸籍謄本2通と広域戸籍謄本2通分の手数料1,800 円を請求・徴収してしまったことによる額の誤りを説明し、手数料の誤徴収についての謝罪と、不足分600 円の支払いを求める内容を連絡した。

令和7年9月1日に交付した証明書4通分（戸籍謄本450 円×2通、広域除籍謄本750 円×2通）の交付手数料については、同日に証明書4通分（戸籍謄本450 円×2通、広域戸籍謄本450 円×2通）の交付手数料として計1,800 円を誤徴収したため、レジスターにて誤りである1,800 円を取消し、正しい2,400 円に打ち直し、翌9月2日に請求人から不足分600 円を受取ったことで、請求人へ交付した証明書4通分（戸籍謄本450 円×2通、広域除籍謄本750 円×2通）の手数料として合計2,400 円を徴収したと認識している。

2 判断理由

本件措置請求について、次のように判断した。

地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求できる制度である。

その対象は、当該普通地方公共団体の執行機関や職員の財務会計上の違法若しくは不当な行為として①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、また、怠る事実として⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限られている。

住民監査請求は、住民からの請求に基づいて、地方公共団体の執行機関又は職員の行う違法若しくは不当な行為又は違法若しくは不当な怠る事実の発生を防止し、若しくは是正し又はこれらによって当該地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的とする制度であることから、地方公共団体の執行機関又は職員のあらゆる行為を対象とするものではない。

また、財務会計上の行為又は怠る事実は、普通公共団体に積極消極の損害を与え、ひいては住民全体の利益に反するものでなければならず、違法、不当な事由があるとしても、それが普通地方公共団体に損害をもたらすような関係にはないことが明らかな場合は、住民監査請求の対象にならないとされている（最高裁判所平成6年9月8日第一小法廷判決）。

本件措置請求において、請求人は不当な行為として「浦安市会計事務規則第22条に違反し、9月2日に手交・納入した現金とは金額も日付も内容も異なる領収証を作成・交付した行為」であり、市が被った損害としては、「領収した金額600円を上回る2,400円の領収証を発行・交付したことにより、架空計上した1,800円となる。」と主張していることについては、違法・不当な債権の管理により市に損害発生したものであるとの主張と解する。

しかしながら、本件措置請求書の記載内容並びにその記載内容を明らかにする趣旨で確認した事項である「請求人への確認内容」及び「市民課への確認内容」に記載のとおり、本来納入されるべき手数料としては、戸籍謄本2通（@450円×2通）、広域除籍謄本2通（@750円×2通）の手数料、合計2,400円であり、この手数料については、それぞれ「全額を納入している。」

「全額が納入されている。」との認識があり、市の手数料債権は消滅し、市に損害の発生もない。

令和7年9月2日に、請求人が不足分として600円を追加納付した際の領収書が、実際の領収金額の内容とは異なる日付、領収書であったとはいえ、債権が消滅している前提での本件請求については債権管理の問題ではなく、領収書の作成・発行という行政上の事務処理の内容であり、住民監査請求の対象となる事項にはあたらない。

以上のことから、その余の点を判断するまでもなく本件措置請求を却下とする。